

## 意見募集要領

### 1 意見募集対象

「アクセス抑止方策に係る検討の論点」(別添)に対する意見募集

### 2 意見募集の趣旨・目的・背景

総務省は、海賊版サイトへのアクセスを効果的に抑制するための方策の実施における前提となる法的整理等について検討するため、平成 31 年4月 19 日(金)から「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」(座長:濱田 純一 東京大学 名誉教授)を開催しています。

本意見募集は、議論の透明性を高め、幅広い関係者の視点に基づいて検討を進める観点から、当該論点について意見募集を行うこととするものです。

### 3 資料入手方法

電子政府の総合窓口[e-Gov]の「パブリックコメント」欄(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

### 4 提出期間

平成 31 年4月 24 日(水)から同年5月 14 日(火)17 時まで(必着)  
(郵送についても、締切日に必着とします。)

### 5 提出様式

別添意見提出フォーマットに、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、提出期限までに日本語で提出してください。

意見を補足する資料があれば、A4判(様式自由)で添付してください。

### 6 提出方法・提出先

意見は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX又は郵送の場合、提出いただいた意見を電子媒体により提出していただくようお願いする場合があります。

#### (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: [sys-2ndtcpd\\_atmark\\_ml.soumu.go.jp](mailto:sys-2ndtcpd_atmark_ml.soumu.go.jp)

(スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 事務局  
宛て

(2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 事務局  
宛て

(3) FAX を利用する場合

FAX 番号:03-5253-5868

担当電話:03-5253-5847

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 事務局  
宛て

※担当者に電話連絡後、送付してください。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)の方法により提出してください。

**7 留意事項**

- ・ 本意見募集で提出された御意見等につきましては、今後の会議における議論の参考とさせていただきます。
- ・ 御意見等が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 御記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ 提出された意見とともに、意見提出者名(法人等にあつてはその名称及び代表者名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性(職業又は業種)を公表する場合があります。法人等にあつてはその名称及び代表者名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ 御意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出期間の終了後に提出されたもの、募集対象以外についてのものについては、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された御意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された御意見等を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された御意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 8. 連絡先窓

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

担 当：中川課長補佐、田中係長、中野官

電 話：03-5253-5847

FAX：03-5253-5868

電子メールアドレス：sys-2ndtcpd\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 様式

### 意見提出者

所属(会社名・団体名等)(※1)	
氏名(※2)	
住所(※2)	
連絡先	連絡担当者氏名： 電話： e-mail：

※1 個人の場合は「個人」と御記入ください。

※2 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

### 意見提出フォーマット

左欄は、回答上の便宜のために意見募集対象である「アクセス抑止方策に係る検討の論点」を抜粋する形で設けたものです。以下に記載する論点以外の論点に関する意見については適宜欄を追加して御回答ください。

なお、意見提出に際しては「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」第1回会合の事務局提出資料「検討の背景」及び「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」における法的整理について」も御覧ください。

検討・実施に当たっての基本的な考え方及び進め方について	
論点1： アクセス抑止方策の検討に際しては、インターネット上の海賊版の現状について関係者の共通認識のもとで議論を進めるべきではないか。	(左記論点に対する意見)
論点2： インターネットの特徴や役割を踏まえて、あるべきネットワークの姿は何かを考慮しつつ議論を進めるべきではないか。	(左記論点に対する意見)
論点3： 具体的な方策の検討に当たっては、海賊版サイトにアクセスするユーザにとどまら	(左記論点に対する意見)

<p>ず、多くのネットユーザにも影響があり得ることから、幅広いユーザの声に耳を傾け、ユーザの理解を十分に得て進めることが必要ではないか。</p>	
<p>論点4： アクセス抑止方策の実際の導入に向けた詳細調整・実施は、民間部門において主体的・主導的に進められるべきではないか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>
<p><b>アクセス警告方式の実現に向けた検討課題</b></p>	
<p>論点5： アクセス警告方式を何のために行うのか、どのような意味を持つのか等、実施の前提について議論すべきではないか。ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法か違法でないかによって、違いがあるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>
<p>論点6： アクセス警告方式にはどのようなメリット・効果があると考えられるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>
<p>論点7： アクセス警告方式の実施の前提としての法的整理に関し、個別の同意が必要か、あるいは、包括同意で足りると整理することが可能か。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>
<p>論点8： アクセス警告方式に関する技術的な課題はあるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>
<p>論点9： アクセス警告方式の導入及び実施のためのコストについて、どのように考えるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>
<p>論点10： その他、導入に当たって、法的・技術的課題以外に検討すべき事項はあるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>
<p><b>その他アクセスを効果的に抑制するための方策に係る検討</b></p>	
<p>論点11：</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>

端末側での対応策にはどのようなメリット・効果があると考えられるか。	
論点12: フィルタリング等の端末側での対応策はどのような方法が考えられるか。	(左記論点に対する意見)
論点13: 端末側での対応策はどのような技術的課題があるか。	(左記論点に対する意見)
論点14: 端末側での対応策の導入及び実施のためのコストについて、どのように考えるか。	(左記論点に対する意見)
論点15: その他、端末側での対応策の導入に当たって、法的・技術的課題以外に検討すべき事項はあるか。	(左記論点に対する意見)